

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県高崎市飯塚町210番地

氏 名 株式会社吉原

代表取締役 吉原秀忠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年10月18日

許可の有効期限 令和10年10月17日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎）、中間処理（選別、破碎、減容）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、  
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※④、⑤、⑥、⑦については付着物に限る。

中間処理（選別、破碎、減容）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、  
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎、減容する廃棄物については①の廃発泡スチロールに限る。

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

### イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成25年 6月24日

中間処理施設（選別、破碎）の許可年月日及び許可番号

平成25年 1月 9日 群馬県第367-0号

### ウ 中間処理施設の最大処理能力

#### (7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類

紙くず  
木くず  
繊維くず  
ゴムくず  
金属くず  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
がれき類

(イ) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類 [3.4 t/日]  
紙くず [2.8 t/日]  
木くず [3.7 t/日]  
繊維くず  
ゴムくず  
金属くず  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
がれき類 [8.9 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所  
佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力  
保管面積 177.8㎡ 保管容量 217.34m<sup>3</sup>

(2) ア 中間処理施設（選別、破砕、減容）の設置場所  
佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

イ 中間処理施設（選別、破砕、減容）の設置年月日  
平成25年 6月24日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(イ) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類  
紙くず  
木くず  
繊維くず  
ゴムくず  
金属くず  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
がれき類

(イ) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類 [0.08 t/日]

(ウ) 施設の種類 減容

産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類 [0.08 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所  
佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力  
保管面積 65.05㎡ 保管容量 65.015m<sup>3</sup>

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成25年10月18日 新規許可

平成30年10月18日 更新許可

令和5年10月18日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無